



建設業関連情報メールマガジン
第153号
(2019年8月28日発行)

建設業関連情報メールマガジン第153号をお届けします。

このメールマガジンは、「建設業関連情報メールマガジン」の配信を申込みされた方々に配信しています。



I N D E X

- 1. 建設産業における消費税の転嫁対策について
～ 令和元年10月1日から消費税率（地方消費税率を含む）が10%に
 上げられます ～
- 2. 建設業担当者からのひとこと
～ 経営事項審査は早めの提出をお願いいたします ～
- 3. 建設業の働き方改革を進めるため、改正建設業法等の改正規定の一部を
 9月1日より施行します
 ～ 改正建設業法等の施行期日を定める政令を閣議決定 ～



- =====
- 1. 建設産業における消費税の転嫁対策について
 ～ 令和元年10月1日から消費税率（地方消費税率を含む）が10%に
 上げられます ～
- =====

平成26年4月1日の消費税率の引上げに関連して、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号）が施行され、これに伴い、国土交通省では、建設業における消費税の転嫁が円滑かつ適正に行われるよう、「消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守について」（令和元年7月8日国土建推第9号）等の通知を発出しました。

◎ 詳細はこちらから↓（国土交通省HP）

<https://www.mlit.go.jp/common/001299067.pdf>

<https://www.mlit.go.jp/common/001299068.pdf>

<http://www.mlit.go.jp/common/001274668.pdf>

=====

2. 建設業担当者からのひとこと

～ 経営事項審査は早めの提出をお願いいたします ～

=====

北陸地方整備局管内の大臣許可業者は3月期決算企業が多く、例年、経審の有効期限である10月までに多数の申請がなされる状況です。原則、申請されてきた順番に審査を行っており、有効期限切れにならないよう事務を行っておりますが、有効期限が切れる直前の申請が多数見受けられる状況です。大臣許可業者の皆様におかれましては、審査業務の平準化の観点から、早期に申請頂きますようお願い申し上げます。

申請書提出の際には、建政部ホームページに掲載されている「経営事項審査の提出書類一覧表（令和元年6月1日以降適用）」をご覧ください。

<http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/kensetsu/keisin/190601keiejikoushins.pdf>

また、許可を受けた建設業者は、建設業法第11条第2項により毎事業年度終了後4ヶ月以内に変更届（以下「決算報告」という。）を所定の様式で許可行政庁に提出することが義務付けられています。提出が無い場合、建設業法第50条による罰則のみならず、更新申請、業種追加申請及び般特新規申請等行うことができません。事業年度が終了しましたら、必ず4ヶ月以内に決算報告を提出するようお願いいたします。

なお、現時点で決算報告がなされていない場合は、早期に提出して頂きますようお願いいたします。

◎ 詳細はこちらから↓（北陸地方整備局HP）

<http://www.hrr.mlit.go.jp/pdf/190621kenseibu.pdf>

=====

3. 建設業の働き方改革を進めるため、改正建設業法等の改正規定の一部を

9月1日より施行します

～ 改正建設業法等の施行期日を定める政令を閣議決定 ～

=====

建設業の働き方改革を進め、将来の担い手を確保するため「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が先般の国会で成立したところ、一部の規定については令和元年9月1日から施行します。

◎ 詳細はこちらから↓（国土交通省HP）

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001304016.pdf>



(バックナンバーについて)

配信済みのメールマガジンについては、以下のURLよりご覧いただけます。

<http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/mail/backnumber.pdf>

(配信停止の手続き)

このメールマガジンの配信停止をご希望の方は、以下のURLより「メールマガジン
配信登録・解除」にアクセスし、解除登録を行ってください。

<http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/index.html>

(配信元)

国土交通省 北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課 (建設業ライン)

※ このメールに対して直接の返信はご遠慮願います。

